



地域の安全と

消防団員 募集中

安心を守る

問合せ 防災危機管理室(能代消防署内) ☎52-3311 地域局総務企画課 ☎73-2112

18 歳以上で健康な能代市民や市内通勤・通学者ならどなたでも団員になることができます。女性団員のほか、大災害といった特定の災害や活動に限定して従事する機能別消防団員も募集しています。今回は、消防団がどんな組織でどのような活動を行っているかなどについてお知らせします。

消防団とは

消防団は、消防署などと同じくそれぞれの市町村に置かれている消防機関です。消防職員は仕事として消防業務をしています。消防団員は自分の仕事をほかに持ちながら、職員と同じように消防業務に当たっています。

団員の身分と待遇

消防団員の身分は非常勤特別職の地方公務員で、年報酬や災害時の出勤などへの手当を支給します。また、公務災害補償や、長く団員を務めた場合は慰労のための退職報償金を支給します。

さらに、市では団員の福利厚生充実のため、共済・互助制度の掛け金を負担しています。

活動内容

地域における消防防災のリーダーとして災害時・平常時を問わず、その地域に密着した活動を行っています。

さまざまな活動を行っています



災害時

- 火災が起きたときの消火活動
- 地震や風水害など大規模な災害時の救助・救出
- 避難誘導
- 警戒巡視

平常時

- 災害に備えた訓練
- 住民への防火啓発

女性も活躍しています

全国的に消防団員数は減少していますが、女性団員数は年々増加しています。市では、令和元年度からは秋田しらかみ看護学院の生徒も学生団員として入団しています。

消火活動や後方支援などのほか、住宅用火災警報器の普及促進や高齢者宅の防火訪問、地域住民に対する防災教育や応急手当の普及指導など、さまざまな活動があります。地域の安心・安全のために、皆さんのお力をお貸しください。



3月20日は 「昭和31年 大火の日」です

3月20日は「昭和31年大火の日」です。大火の日を機に、その被害の甚大さを想起し、警火心の高揚と火災予防の徹底を図るとともに、有事即応の防火体制を整えることを目的に防火行事を行います。

- **防災行政無線による広報** 3月20日(日)
- **警戒巡回**
3月20日(日)…能代地域消防団、
能代消防署、各出張所
- **のぼり・吹き流しによる呼び掛け**
3月20日(日)…火災予防組合・婦人防火クラブ

火災避難5つのポイント

- ①外に出ることだけを考える
- ②煙の中ではできるだけ低い姿勢で避難する
- ③タオルやハンカチで口、鼻をおおって避難する
- ④燃えている部屋のドアは閉めて避難する
(空気を遮断し延焼防止)
- ⑤いったん避難したら、絶対に中には戻らない

これからの備え

今季は積雪が多く、各地で雪による被害が多数発生しました。そこで、落雪によるガス設備やホームタンクの損傷、ガス漏れ、油漏れなどがなく今一度確認しましょう。また、使用を終えた暖房器具は来季に向け点検を行いましょう。

問合せ 能代消防署 ☎52-3312

年々減少する団員数 活動しやすい環境づくりを

地域の安全・安心のためさまざまな活動をしている消防団ですが、ここ数年団員数は減少の一途をたどり、2月1日現在で定数850人に対し実員683人、充足率は約8割程度です。

災害時などには、消防署員だけですべてのことに十分対応できるとは限りません。このようなとき、地域の事情に詳しい消防団が活躍しますが、このまま減少が続くとその活動の低下が心配されます。

近年は団員の仕事の形態が変わってきており、団員の7割を超える方が勤め人となっています。勤め人は一般的に自営業の方よりは時間に都合をつけづらいため、参加できる活動に限られることがあります。加えて勤務先が自宅から離れていることもあり、昼間の災害発生時に地域での活動が思うようにできないことも心配されています。

このため、団員の確保と活動しやすい環境づくりを消防団の最重要課題と位置付け、さまざまな取り組みをしています。

具体的には、昼間の火災や大規模な災害などの限定された活動にのみ従事する機能別消防団員の導入や、団員の勧誘活動をしてもらう団員確保推進員の委嘱、広報紙でのPRや成人式での募集チラシの配布、自治会や事業所などへの協力要請などです。

また、消防団に積極的に協力している事業所やその他団体を認定し表示証を交付しているほか、この事業所などへの優遇措置として独自の報償金制度も設けています。

消防団協力事業所等の申請をお願いします

団員の入団促進や消防団活動への配慮など、消防団に積極的に協力している事業所またはその他団体を協力事業所等として認定し、表示証を交付しています。

対象事業所等 法人または市内に住所がある個人事業主

要件 いずれかに該当すること

● 従業員（学生）が、団員として3人以上入団している

● 従業員（学生）の消防団活動について配慮している

● 災害時に事業所等の資機材を消防団に提供するなどの協力をしている

● 従業員（学生）による機能別分団などを設置している

認定期間 原則、認定の日から2年間

3人以上団員がいる事業所等に報償金を支給します

要件 すべてに該当すること

● 能代市消防団協力事業所等として認定を受けている

● 消防団員を3人以上雇用（雇用保険の一般被保険者）している など

※他にも要件がありますので詳細はお問い合わせください。

金額 消防団員である労働者（学生）1人につき1万円

※年度内1事業所等上限額10万円

消防団協力事業所等

現在市内では13の事業所等が認定されています。

事業所等名	協力事項
JAあきた白神	従業員などが相当数入団
中田建設	従業員などが相当数入団 消防団活動への配慮
能代運輸	従業員などが相当数入団
大森建設	従業員などが相当数入団
塚本商会	従業員などが相当数入団 消防団活動への配慮
伊藤組	消防団活動への配慮 災害時の協力
鈴木土建	消防団活動への配慮
斎藤建設	消防団活動への配慮
大翔運輸	従業員などが相当数入団
秀栄建設	消防団活動への配慮
能代電設工業	消防団活動への配慮
秋田しらかみ看護学院	学生が相当数入団
ALSOK秋田能代支社	消防団活動への配慮 防災体制の充実強化